

令和 6 年 第 2 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 14 日 開会

令和 6 年 6 月 19 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

令和6年第2回鳴沢村議会定例会会議録

令和6年6月14日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三 浦 秀 康

2番 渡 辺 永 幸

3番 渡 辺 辰 也

4番 三 浦 雄一郎

5番 土 屋 文 明

6番 渡 辺 次 男

7番 三 浦 直 樹

8番 小 林 昭 一

9番 渡 邊 明 雄

10番 渡 辺 正 人

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子

総務課長 渡邊英博 税務課長 渡邊 積

企画課長 木暮富人 福祉保健課長 清水千恵

住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信

教育課長 渡邊 寛 会計管理者 梶原 充

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一

議会事務局書記 渡辺栄一

7、会議事件

承認第 2号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決
処分につき承認を求める件

承認第 3号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

を定める専決処分につき承認を求める件

承認第 4 号 損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求める件

承認第 5 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件

報告第 1 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

報告第 2 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告

議案第 4 1 号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 2 号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 3 号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案第 4 4 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 5 号 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 6 号 令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 7 号 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3	会期の決定	
日程第 4	承認第 2 号	鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
日程第 5	承認第 3 号	鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
日程第 6	承認第 4 号	損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求める件
日程第 7	承認第 5 号	令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件
日程第 8	報告第 1 号	令和 5 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
日程第 9	報告第 2 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
日程第 1 0	議案第 4 1 号	鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
日程第 1 1	議案第 4 2 号	鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
日程第 1 2	議案第 4 3 号	山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
日程第 1 3	議案第 4 4 号	令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算

(第 2 号)

日程第 1 4 議案第 4 5 号 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 1 号)

日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 1 号)

日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 1 7 一般質問

◎議長挨拶

議長（渡辺正人） 令和6年第2回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

子ども・子育て支援法が6月5日、参議院で可決され、児童手当の抜本的拡充として、所得制限を撤廃し高校生までとすることや、第3子以降3万円にするなどの改正が盛り込まれました。

また、山梨県でも、県内就職者全業種対象に、令和7年度の春をめどに、奨学金の返済額の半額を企業と折半で補助を行うということで、今月の県の定例議会に議案提出されるとのことであります。

鳴沢村でも、今年度から入学祝い金や奨学金返済の補助など、子育て支援策を拡充させており、近隣の自治体と比較しても手厚い支援となりました。

しかし、鳴沢村の18歳未満の人口は、10年間で511人から407人と104名減少し、生まれた子どもも、10年前の23人から13人と10人も減少しました。

奨学金の補助が増えた場合でも、鳴沢村から大学へ進学するには、アパート代や生活費もかかりますし、インフレによる物価高も続いているため、さらなる支援策が求められております。今年発表された消滅可能性市町村に鳴沢村は含まれておりませんが、楽観はできない状態であります。

そこで、独自性の高い魅力的な政策提言をするために、北麓地域の市町村との連携を強化することや、多様性を重視した話し合いができる体制を整えるべきだと考えます。他の自治体の支援策など研究を進めながら、議員の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、防犯に関して、5月に村内で太陽光発電の施設からケーブルの盗難事件が2件発生しました。村民の生命や財産を守る

ため、防犯強化は重要であります。

もともと鳴沢村には山林も多く、不法投棄などのリスクを常に抱えていることを改めて考えるべきです。危機管理は常に最悪の想定をすることがセオリーとされており、個人情報保護を重視し過ぎては犯罪を防ぐことはできません。住民の協力を仰ぎ、国道からの主要村道に防犯カメラを設置するなどの犯罪抑止策の検討が急務であります。

さて、本定例会でも、住民目線で慎重審議いただきますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

なお、クールビズのため、上着の着用は自由といたします。

開会 午後 1時32分

議長（渡辺正人） ただいまから、令和6年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（渡辺正人） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 令和6年第2回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員全員の出席をいただき、感謝を申し上げます。

6月に入りまして、今年も暑い夏になるのではないかと予感させるような日が続いております。為替の円安基調は変わらず、今後の物価高騰も予想されるところであります。厳しい状況下ではありますが、今後も新庁舎建設など、行政運営に傾注していく所存であります。

さて、今定例会に付された案件は、専決処分が3件、報告事項

が2件、条例改正及び規約変更が3件、補正予算が4件、条例制定が1件、人事案件が2件となっております。

慎重審議の上、可決くださるようお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

議長（渡辺正人） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺辰也議員、三浦雄一郎議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡辺正人） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、5月10日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

次に、山梨県町村議会議長会の副会長及び南北都留郡町村議会正副議長連絡協議会の副会長に、私が就任しましたことを報告いたします。

次に、令和6年第1回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一議員。

議会運営委員長（小林昭一） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日の午前10時及び7日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月3日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より6月19日までの6日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、6月5日正午までとすること。

以上であります。

次に、6月7日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、5日正午に通告が締め切られた5名5件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこ

と。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、総務教育厚生常任委員長 土屋文明議員。

総務教育厚生常任委員長（土屋文明） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月7日午後3時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と会議事件説明のため、教育課長、担当職員、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢小学校創立150周年記念事業について、そして、令和5年一般質問追跡調査についての2件です。

鳴沢小学校創立150周年記念事業については、教育委員会より、記念事業の事業計画についての説明を受けました。

次に、令和5年一般質問追跡調査については、令和5年に行われました一般質問について、執行部の現時点での進捗状況、調査結果について意見交換を行い、次号議会だよりに掲載する案件の選定を行いました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

議長（渡辺正人） 続いて、建設産業経済常任委員長 渡辺永幸議員。

建設産業経済常任委員長（渡辺永幸） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和6年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日午前10時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため、振興課長、各担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、村が主体となって施工する村道・水道関係工事について、土地開発行為等調整会議の報告についての2件です。

会議では、まず振興課より、今年度予定している村が主体となって施工する村道・水道関係工事の概要について説明を受けました。

続いて、5月15日に開催された鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例に基づく土地開発行為等調整会議の内容について、報告を行いました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、広報常任委員長 渡邊明雄議員。

広報常任委員長（渡邊明雄） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、3月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

4月17日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第56号（案）について、鳴沢村議会だよりモニターについての2件であります。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第56号について、レイアウト、記事内容等を協議し、先月5月1日に配布いたしました。

今回の議会だよりでは、令和6年度当初予算の特集記事をメインに、行政視察レポートや各一部事務組合の予算などを掲載いたしました。

また、鳴沢村議会だよりモニターについてでは、令和6年3月31日に任期満了となったため、次期モニターの選任について協議を行いました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（渡辺正人） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの6日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの6日間と決定しました。

◎日程第4 承認第2号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長（渡辺正人） 日程第4、承認第2号鳴沢村税条例の一部を改

正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。
税務課長（渡邊 積） 承認第2号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものであります。

ページをめくっていただき、新旧対照表の1ページをご覧ください。

表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する表となっております。

改正内容につきましては、引用条項の整理や字句の訂正、内容が重複するものなどは割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

上段、第51条の2項をご覧ください。

こちらは住民税の減税についての改正で、減免理由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると村長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

4ページをお願いいたします。

中段の第71条が固定資産税の減免、下段の139条の3が特別土地保有税の減免で同様の改正であります。

6 ページをお願いいたします。

附則第 5 条の 2 をご覧ください。

こちらは令和 6 年度能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例を追加するもので、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 5 年中に生じたものとして、令和 6 年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするものです。

8 ページをお願いいたします。

中段の附則第 7 条の 5 をご覧ください。

こちらは個人村民税の定額減税の実施に伴い改正するもので、令和 6 年度分の個人住民税について納税義務者の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である場合に限り、所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 名につき 1 万円の減税を実施するものです。

以下、21 ページ中段の第 7 条の 8 までが個人住民税の定額減税の実施に関する改正となっております。

24 ページをお願いいたします。

下段の附則第 10 条の 3 の 3 項をご覧ください。

こちらは新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しに関する改正で、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができることとするものであります。

以下、27 ページの 14 項の 5 までが、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しに関する改正であります。

28 ページをお願いいたします。

上段の附則第11条から32ページ中段の附則第13条までが固定資産税の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年間延長するものであります。

最後に、40ページの附則の第1条で、施行期日としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。ただし、第1号から第3号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとなっております。

以上で承認第2号についての専決処分理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎日程第 5 承認第 3 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部
を改正する条例を定める専決処分
につき承認を求める件**

議長（渡辺正人） 日程第 5、承認第 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昭博） 承認第 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由につきましてご説明申し上げます。

この条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 1 月 26 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関連する鳴沢村国民健康保険税条例を改正する必要性があり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行い、同日公布したものであります。

改正点についてご説明申し上げます。

まず、1 点目といたしましては、賦課限度額が引き上げられることによる改正となります。

1 ページの第 2 条第 3 項をご覧ください。

これにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額が 22 万円から 24 万円に引き上げられるものです。

これにより、基礎課税額の限度額 65 万円、介護納付金課税額の限度額 17 万円と合わせて、国民健康保険税全体の賦課限度額が 104 万円から 106 万円に引き上げられるものです。

また、2 ページの第 22 条も同様の記載があるため改正を行うものです。

次に、2 点目として、軽減措置についての改正となりますが、

5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されることによるものです。

これにつきましては、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、被保険者の応益割、均等割と平等割となりますが、こちらの額を7割、5割、2割と減額するもので、このうち、5割、2割軽減の所得判定基準の額のうち、被保険者1人に対する所得額の部分を増額することにより、軽減される対象世帯の幅を広げるものです。

3ページの第22条第1項第2号において、5割軽減分を29万円から29万5,000円に、4ページ、第3号において、2割軽減分を53万5,000円から54万5,000円に改正するものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行し、この条例による改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上で承認第3号についての専決処分理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより承認第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第６ 承認第４号 損害賠償額の決定及び和解の専決 処分の承認を求める件

議長（渡辺正人） 日程第６、承認第４号損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊英博） 承認第４号損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

村有地内の倒木による自動車破損事故の損害賠償額を決定し、及びこれに伴う和解を成立させるにあたり、地方自治法第９６条第１項第１２号及び１３号の規定により、議会の議決を得る必要があるが、相手方の希望により早急に修理を行う必要があり、地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものです。

以上で承認第４号についての専決処分理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより承認第４号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第７ 承認第５号 令和６年度鳴沢村一般会計補正予算（第１号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（渡辺正人） 日程第７、承認第５号令和６年度鳴沢村一般会計補正予算（第１号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 承認第５号令和６年度鳴沢村一般会計補正予算（第１号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第5号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に31万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,065万3,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、村有財産管理費31万1,000円を計上しております。

事業実施に係る財源として、繰越金31万1,000円を見込んでおります。速やかに事業を執行する必要があったため、5月16日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

総務課長（渡邊英博） それでは、承認第5号の詳細についてご説明いたします。

専決第5号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算要求書の1ページをご覧ください。

純繰越金、要求額31万1,000円、補正後額1億3,365万2,000円。

3ページをご覧ください。

村有財産管理費、要求額31万1,000円、補正後額81万1,000円。

4ページをお願いします。

補正事業の内容ですが、令和6年3月29日に村有地鳴沢村字ジラゴンノ8532番23の樹木（ナラ）が、ナラ枯れ及び強風の影響によって倒れた際に、キャノンアネルバ株式会社職員駐車場に駐車してあった相手方の車両に、枝木が衝突する物損事故が発生しました。

車両の修理費用について、賠償金として支払うものであります。

5 ページをお願いします。

賠償金、要求額 3 1 万 1, 0 0 0 円、皆増です。車両修理費で 3 1 万 6 4 0 円です。

以上で承認第 5 号の詳細説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより承認第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第 8 報告第 1 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計繰越明 許費繰越計算書の報告

議長（渡辺正人） 日程第 8、報告第 1 号令和 5 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

この件について、報告を求めます。会計管理者。

会計管理者（梶原 充） 報告第1号令和5年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和5年度事業の一部を令和6年度へ繰り越す必要があり、令和5年第4回定例会及び令和6年第1回定例会において議決していただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

一般会計が4事業、総額1億5,932万2,000円を繰越明許費として設定しておりますが、このうち一部事業について、令和5年度内に執行することができたことなどにより、5,368万7,000円を差し引いた1億563万5,000円を繰越いたしました。

事業の内訳は、戸籍住民基本台帳費939万4,000円、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への給付金1,197万円、小学校管理運営費8,284万1,000円、鳴沢小学校創立150周年記念事業143万円となっており、これらの財源として、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金939万3,000円、地方債の学校教育施設等整備事業債6,210万円、既収入特定財源の鳴沢小学校創立150周年記念事業寄附金143万円、一般財源3,271万2,000円を繰越いたしました。

いずれの事業も、様々な要因により、令和5年度内では執行が困難となったため、繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業を執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第1号についての報告を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で報告第1号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第9 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検並びに評価の報告**

議長（渡辺正人） 日程第9、報告第2号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について、報告を求めます。渡辺厚子教育長。

教育長（渡辺厚子） 報告第2号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価について報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、同項の規定により報告するものであります。

議案2枚目をご覧ください。

評価項目については、鳴沢村第5次長期総合計画、基本計画の施策に基づき、大項目として、教育委員会の活動、教育委員会が管理執行することに分類し、各項目を中項目、小項目に分類して、A、達成している、B、概ね達成している、C、計画はあるが実施なしの3段階に評価するとともに、課題・問題点、今後の方針を記載しております。

また、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの推進の6項目に分類し、同様に3段階評価を行っております。

説明につきましては、3段階評価が前年度から変更となった部

分のみとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

表左上の大項目の欄の下側、3段目の教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の⑧教職員研修の充実の評価を、前年度のBからAに変更いたしました。昨年5月にコロナの分類が5類に引き下げられたことに伴い、これまで開催が見送られていた研修が再開したことによるものです。

令和5年度は特別な配慮を必要とする児童が増加傾向であるため、小学校独自に特別支援教育研修が実施されました。また、1人1台端末が整備され、ICT機器を効果的に活用した事業の充実を図るため、グーグル研修も実施されました。

次のページをご覧ください。

(4) 文化財の保護と活用の②文化財保存体制の充実の評価を、前年度のAからBに変更いたしました。

これにつきましては、文化財の最低限の保管はしておりますが、保存環境が良好ではない文化財があるためでございます。具体的には、総合センター別棟の建物等に様々な歴史的価値のあるものを保存していますが、現状整理等がなされておられません。

課題・問題点として、保存環境が良好ではない文化財があるが、保管場所もなく、整備には時間と資金が必要になるとし、今後の方針として、文化財の重要性を理解し、その保存環境を少しずつ整えることに努めていくとしております。

最後に、(6) スポーツ・レクリエーションの推進の③各種スポーツ大会・教室・スポーツイベントの充実の評価を、前年度のAからBに変更いたしました。

これにつきましては、ヨガ教室やゴルフ教室などの各種教室、また、村民体育祭など、例年同様の社会体育事業を開催いたしました。教室等につきましては、内容と参加者の固定化が見られることから、新規教室等の開拓を模索しているところです。

が、新規教室の開催までは至っていないため、Bとしたものがあります。

なお、今後の方針として、他の自治体で行われているスポーツイベントの情報収集を行い、様々なニーズに対応した教室を実施できるように取り組むとしております。

なお、本報告議案につきましては、先月開催されました教育委員会定例会へ議案として提出し、承認されておりますことを申し添えます。

以上で報告第2号についての報告を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の報告を終了いたします。

◎日程第10 議案第41号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人） 日程第10、議案第41号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昭博） 議案第41号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、保育所Ｃ型を除いた小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満３歳以上に係る保育士・保育従事者の配置基準を見直すもので、改正前については、満３歳以上満４歳未満の児童、おおむね２０人につき１人以上の保育士を配置することとしていましたが、改正後では、満３歳以上満４歳未満の児童、おおむね１５人につき１人以上とし、満４歳以上の児童については、おおむね３０人につき１人以上の保育士を配置することとしていましたが、満４歳以上の児童、おおむね２５人につき１人以上を配置することに改正するものです。

議案の１ページをご覧ください。

第２９条第２項において小規模保育事業所Ａ型を、２ページの第３１条第２項において小規模保育事業Ｂ型を、第４４条第２項において保育所型事業所内保育事業所を、３ページ、第４７条第２項において事業所内保育事業所の配置基準を見直すものです。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものであります。

また、人材確保の課題から、当分の間は従前の基準により保育士・保育従事者の配置を行えることとする経過措置を設けるものであります。

以上で議案第４１号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより議案第４１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第１１ 議案第４２号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人） 日程第１１、議案第４２号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健

課長。

福祉保健課長（清水千恵） 議案第42号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年3月29日に公布されたことに伴い、地域包括支援センター運営協議会の定義規定の引用箇所が改正されたため、条例の一部を改正するものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第13条第1項第1号中、第140条の66第1号ロ（2）を、第140条の66第1号イに改めるものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより議案第４２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第１２ 議案第４３号 山梨県後期高齢者医療広域連
合規約の変更に関する協議に
ついて**

議長（渡辺正人） 日程第１２、議案第４３号山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昭博） 議案第４３号山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第２９１条の３第１項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要となり、この協議については、同法第２９１条の１１の規定により議会の議決が必要であるためであります。

今回の規約変更につきましては、令和６年１２月２日に施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の被保険者証が廃止され、同日以降、被保険者証は発行されないことと

なります。

これに伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があり、協議を求められたものであります。

規約の変更点についてご説明申し上げます。

議案の１ページをご覧ください。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約、別表第１（第４条関係）市町村で行う事務の部分となりますが、こちらの（２）及び（３）中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものであります。

附則としまして、本条例は令和６年１２月２日から施行するものであります。

以上で議案第４３号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより議案第４３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 1 3 議案第 4 4 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 4 議案第 4 5 号 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（渡辺正人） 日程第 1 3、議案第 4 4 号令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 1 6、議案第 4 7 号令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 議案第 4 4 号令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 4 7 号令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和 6 年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに 3, 2 1 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を 3 3 億 3, 6 0 4 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、職員の人事異動に関する人件費をはじめ、公共施設修繕基金積立金 1, 014 万 9, 000 円、幼児教育・保育等助成事業 403 万 5, 000 円、総務行政諸費 385 万円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金 212 万 4, 000 円、県支出金 128 万 4, 000 円、寄附金 1, 980 万円、前年度からの繰越金 2, 246 万 3, 000 円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和 6 年度予算と令和 5 年度から令和 6 年度に繰越明許させていただいた予算の総額は 34 億 4, 168 万円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 44 号から議案第 47 号までの提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 44 号から議案第 47 号までの 4 件については、会議規則第 36 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第 17 一般質問

議長（渡辺正人） 日程第 17、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

なお、議会申し合せ事項により、再質問は 2 回以内となっておりますのでご注意ください。

渡辺辰也議員からの「鳥獣害駆除対策について」の質問を許します。3 番 渡辺辰也議員。

3 番（渡辺辰也） 議長より許可をもらったので、質問させていただきます。

鳥獣害駆除対策について伺います。

村での鳥獣害による農作物の被害は深刻です。県の中山間地域総合整備事業において整備した鳥獣防護柵や村で補助している防護柵等もある程度効果があると思いますが、侵入防護柵であり、頭数を減らす駆除の対策にはなっていません。また、狩猟免許及び銃砲所持許可の新規取得者に補助をしていますが、免許を取る人自体があまりいません。

現在、猟友会の人たちも高齢化しており、駆除をしてくれる人が減る一方だと思われます。これから先、どのような方法で免許を取る人を増やし、頭数（個体数）を減らしていくのか、村の考えを伺います。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 鳥害獣駆除対策という質問内容でありますので、担当の振興課長が答弁いたします。

議長（渡辺正人） 振興課長。

振興課長（小林昌信） では、渡辺辰也議員からの鳥獣害駆除対策についての質問にお答えいたします。

鳥獣害対策としましては、猟友会にご協力いただき、被害の多い地区を中心に、鹿、猪用の捕獲檻を村内に 11 か所、くくり罠を 11 か所設置しております。

例年 200 頭ほどの捕獲実績がありますが、猟友会も高齢化が進んでおり、将来的には現在の捕獲数を維持できなくなると考えられます。村内のハンター数や猟友会の新規加入者を増やすため、令和 6 年度より狩猟免許取得に対し新たな助成金を設け、狩猟免許取得に係る費用を軽減する対策をとっております。6 月広報でも、狩猟免許取得のお願いのチラシを全戸配布し、周

知を行っているところであります。

獣害対策としては、住民を含めた地域ぐるみでの対策が必要だと考えており、今後も猟友会の人員確保及び地域ぐるみでの獣害対策を模索していきます。

また、有害獣のすみかとなり得る耕作放棄地を増やさないこと、生ごみや野菜の放置等の獣を引き寄せる餌場をつくらないことも重要ですので、土地を管理している方に適切な管理を呼びかけていきます。

以上で渡辺辰也議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 渡辺辰也議員、再質問はありますか。3番 渡辺辰也議員。

3番（渡辺辰也） どうもありがとうございました。

狩猟免許のある人や猟友会の人たちと話し合ったり協力して、一頭でも多く駆除してもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で渡辺辰也議員の一般質問を終わります。

次に、三浦秀康議員からの「子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談できる場を」の質問を許します。1番 三浦秀康議員。

1番（三浦秀康） 鳴沢村におけます子育て支援として様々な支援策を講じており、最近では入学祝い金を創設するなど積極的に取り組まれておりますが、子育て世代を取り巻く現状は、核家族化、女性の社会進出や就業形態の多様化、地域の協働意識の低下、男性の育休取得率17%の低さ、一人で家事育児をこなすワンオペ、村外からの転勤や結婚で知り合いもない、病院の場所も分からないアウェイ育児といった、大変な孤独感と孤立化を感じながら育児をしている方がいらっしゃるのが現状で

あります。

産後うつ、幼児虐待相談件数過去最多など、こういったニュースが飛び交う中で、親の孤独感や不安感に対応し、いつでも親子が集えて交流できる場をつくることが重要だと考えます。

第2期鳴沢村子ども・子育て支援事業計画において、地域子育て支援拠点事業として、ちびっ子サロンが位置づけられておりますが、月1回午前中のみの開催となっており、いつでも利用できるわけではありません。少子化の流れを変えるために、いつでも気軽に相談できる環境整備を行うことが村の課題と考えますが、今後の鳴沢村における子育て支援体制について伺います。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 子育て支援における環境整備等の内容となっておりますので、担当の福祉保健課長が答弁いたします。

議長（渡辺正人） 福祉保健課長。

福祉保健課長（清水千恵） 三浦秀康議員からの子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談できる場をのご質問にお答えいたします。

現在の当村における相談体制としては、福祉保健課内に設置している子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門職が各種健診等の機会に限らず、妊娠期から18歳未満まで切れ目なく随時相談に対応できる体制は整っており、加えて、カウンセラーによるすこやか相談や子育て相談なども行っております。

交流の場としては、地域子育て支援拠点事業として位置づけられているちびっ子サロンのほか、離乳食教室などの行事には対象者に参加を促し、同年代の子どもを持つ親のつながりができるよう支援しており、両親での参加があるなど、親の孤立感や

不安感に対応しております。また、社会福祉協議会で実施している託児サロンやクリスマス会なども交流の場として利用されており、様々な事業を細分化して行っております。

秀康議員のおっしゃる、いつでも親子が集えて交流できる場ですが、場所のみの提供であれば、村の施設をご利用いただければいつでも可能ではありますが、行政が関わる事業となると、環境や人員を整備していく必要がございます。

また、近年、3歳未満から保育所等へ入所するお子様も増えていることから、集団で行う事業への参加者が減少しており、ちびっ子サロンも以前より開催回数を減らした経緯もございます。

現在、住民課で実施している第3期鳴沢村子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケートや、各種事業で聞かれる要望などから地域のニーズを把握し、親子が交流できる場の提供を含めて、村の実情に合った支援体制を整えていきたいと考えております。

以上で三浦秀康議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 三浦秀康議員、再質問はありますか。1番 三浦秀康議員。

1番（三浦秀康） ありがとうございました。

近隣の市町村の子育て事業を見てみますと、子どもを遊ばせながらママ友をつくったり、ちょっぴり不安なことを聞いてきたりするママ友のための広場ですと。お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、一緒に。富士吉田市。乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で自由にほかの親子と交流し子育てについて学び、触れ合う場として開催します。富士河口湖町。

京都市、子育て相談を1人ずつ個別に応じ、無料で行っていま

す。どんな相談ができるのかという項目には、なかなか寝てくれない、すぐにおっぱいを欲しがる、ご飯をあまり食べない、親と離れるのを嫌がる、子育てが辛い、うまくいかないなどの項目があります。一見ささいなことに思われるようなことを真剣に一人で深く悩んでいらっしゃるのが子育て世代の現状です。役場の窓口では聞けないような悩みで苦しんでいます。

そういった声にならない悩みに寄り添った行政サービスが求められ、答えていく、こういったサービスに着手することがとても大事な時期に来ているということを共通認識としていただいて、質問を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で三浦秀康議員の一般質問を終わります。

次に、渡辺次男議員からの「生き生き広場展望台の観光公害対策は」の質問を許します。6番 渡辺次男議員。

6番（渡辺次男） 富士河口湖町船津のコンビニエンスストアの屋根越しに富士山が撮影できると人気の観光スポットに、マナー違反対策で巨大な黒幕を設置したことはテレビ等で全国版で報道され、時の話題となりました。

また、富士吉田市も、本町通りの観光公害対策として新たに市営駐車場をオープンしました。敷地内にはトイレや地場産業の郡内織物をPRする展示ブースが設置されました。

本村でもさらなる地域活性化対策として、今年度は鳴沢村の観光スポットの目玉となり、鳴沢村を全国に発信できる施設として、生き生き広場に展望台が新設されます。地元民はもとより、インバウンド観光の増加も想定されますが、観光公害対策についてどのように考えているのか、村長に伺います。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 渡辺次男議員の質問にお答えいたします。

現在、国内の観光需要は急速に回復し、多くの観光地がにぎわ

いを取り戻している一方、観光客が集中する一部の地域では、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響などのオーバーツーリズムが問題となっています。

富士山周辺についても同様で、幕の設置による写真撮影の制限や駐車場の整備、他のエリアへの誘導などの対策がなされております。

鳴沢村においては、現段階ではオーバーツーリズムが問題になるような事例はまだありませんが、どのような眺望が話題となるか予測できない部分もあるため、観光客の村内への入り込み状況を注視したいと考えております。

活き活き広場については、令和4、5年度と大型遊具や健康遊具を設置した結果、広場利用者が大幅に増加しました。それに伴い、駐車場と広場の間の交通安全を確保する観点から、路面標示設置予算を今定例会に提出させていただいております。また、今年度設置を予定している展望台については、おおむね好意的な意見が寄せられており、完成後は広場を訪れる人の増加が期待できます。

質問にありました、活き活き広場に係るオーバーツーリズム対策ですが、富士山周辺で問題になっているのは、本来集客を想定しない住民生活エリアに観光客が集中したことが主な原因であり、集客施設として整備している活き活き広場からは少し離れた問題ではないかと考えておりますが、とはいえ、広場利用客の急増があった場合には、様々な問題も生じられると思いますので、その際は状況を注視し、逐次対策を行っていきたいと考えております。

以上で渡辺次男議員の質問の答弁といたします。

議長（渡辺正人） 渡辺次男議員、再質問はありますか。6番 渡辺次男議員。

6 番（渡辺次男） 集客状況によって逐次対策を考えていただけるということですが、まず、住民の安全安心を最優先した対策をやっていただきたいと思います。

それとあわせて、観光客にお金を鳴沢村に落としていってもらう方策も併せて検討してもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で渡辺次男議員の一般質問を終わります。

次に、三浦直樹議員からの「ドクターヘリ等のヘリポートの整備は」の質問を許します。7 番 三浦直樹議員。

7 番（三浦直樹） 現在、ドクターヘリ、消防ヘリ、防災ヘリなどが村内に離着陸する際には、鳴沢村活き活き広場を利用しています。芝生の上であり、ヘリポートの整備はされていません。降雪時には富士五湖消防の方々が手作業で雪かきをしている状態であります。

また、村内にある富士五湖消防本部河口湖消防署西部出張所は、道路に近く狭いため、ヘリポートの設置は困難であります。

ドクターヘリ搬送患者の多くは重篤な病態であることから、緊急時の円滑な運行が望まれます。ヘリポートの整備はお考えはあるでしょうか。村長にお伺いします。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 三浦直樹議員からの「ドクターヘリ等のヘリポートの整備について」の質問にお答えいたします。

山梨県では、2012年4月からドクターヘリを運用しており、県民に高度で専門的な救命救急医療を提供しております。このドクターヘリは、専門の医師と看護師を乗せ、事故や災害現場に駆けつけ、重症患者の診療を現場で開始し、適切な医療機関に迅速に搬送できる救急用ヘリコプターです。運行は今年で13年目を迎え、これまでに出勤した回数は5,000回、延べ

4, 400人の患者を搬送しています。

富士五湖消防本部管内でドクターヘリが離着陸する場所であるランデブーポイントは43か所あり、そのうち鳴沢村では、ふじてんスノーリゾート、富士レイクサイドカントリークラブ練習場、鳴沢村スポーツ広場、鳴沢村生き生き広場の計4か所を確保しております。ランデブーポイントに積雪があったときには、各消防本部が5メートル四方を地面が露出するよう除雪する運用となっております。

そのほか、ドクターヘリの離着陸の際には、プロペラの回転等による強い吹きおろしの風による小石や砂ぼこりが発生しますので、住宅地や畑等がある場所には整備が難しいと思われます。

また、平成30年度から令和4年度までの鳴沢村のランデブーポイント使用実績によりますと、平成30年度が7回、平成31年度が4回、令和2年度が3回、令和3年度が6回、令和4年度が6回と使用実績は少なく、いずれも幹線道路近くで小石や砂ぼこりが発生しにくい鳴沢村生き生き広場のみが使用されており、今のところ緊急時の円滑な運行に支障を来しておりませんので、新たなヘリポートの整備は考えておりません。

以上で三浦直樹議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 三浦直樹議員、再質問はありますか。7番 三浦直樹議員。

7番（三浦直樹） 2012年にドクターヘリの導入ということで、2012年にドクターヘリが導入されて、2013年に県から離着陸場の整備補助として村で150万円頂いていると思うんですが、これを生き生き広場でどのように使ったのか、ちょっとお教えてください。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊英博） 150万円の使途につきましては、道の駅のほうから来て、ちょうど突き当たったところに生き生き広場の入り口があるんですが、そこは以前、鍵のついた重いコンクリートの車止めがありまして、それですと救急車が入れないということで、今の軽い車止めでチェーン等でふだんは入れない、そこを鍵を開ければすぐ入れるようなものに変えております。

議長（渡辺正人） 三浦直樹議員、2回目の再質問はありますか。

7番 三浦直樹議員。

7番（三浦直樹） 分かりました。

離着陸場として使われておられるようですので、できれば冬の雪かき等がしやすいように、何らかの整備をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で三浦直樹議員の一般質問を終わります。

次に、小林昭一議員からの「防災訓練について」の質問を許します。8番 小林昭一議員。

8番（小林昭一） 防災訓練について伺います。

令和6年3月に富士山火山避難マップの最新版が発刊されました。コロナ明けでもあり、広く村民に働きかけ訓練を行う絶好の機会となった気がします。いつ噴火するかも分からない富士山のふもとにある我が鳴沢村では、これまで大規模な防災訓練、避難訓練を行ったことがないと思います。日本人観光客、インバウンドによる外国人も数多くの人が鳴沢村を訪れます。早期に県や通信業者、電力会社等と連携し、防災訓練、避難訓練を行う考えはありますか。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 小林昭一議員からの防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

防災訓練につきましては、今までも県や近隣市町村と連携した広域避難訓練を行っており、また、災害時の情報伝達の訓練などは毎年行っているものであります。そのほか消防署や避難促進施設、福祉避難所との連携訓練、FMふじごこへの災害時緊急放送依頼などを行っており、関連機関との連携を含めた訓練を行ってきております。

阪神・淡路大震災では、自助や共助により、倒壊家屋に生き埋めになった人の8割が救出されており、公助による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査報告が報告されております。

以降、自助、共助の重要性は広く認識されるようになっており、内閣府が実施した世論調査でも、自助、共助、公助のうち、重点を置くべき防災対策としては、平成14年調査時には、公助に重点を置くべきと考えている方の割合は24.9%でしたが、平成29年調査時では、公助は6.2%に減少する一方、自助は平成14年の18.6%から平成29年の39.8%、共助は平成14年の14%から平成29年の24.5%に、それぞれ増加しており、公助よりも、自助、共助に重点を置くべきとする方の割合が高まってきております。

今後につきましては、早期に県や電気通信事業者、電力会社等と連携した防災訓練、避難訓練の実施は考えておりませんが、県や近隣市町村と連携した広域避難訓練等には積極的に参加していきます。

あわせて、コロナ以降に途切れてしまっていた地域防災を支える自主防災組織等の育成に力を入れた防災訓練を再開していきたいと考えております。

以上で小林昭一議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 小林昭一議員、再質問はありますか。8番 小

林昭一議員。

8 番（小林昭一） 従来も防災訓練やっているということですが、村民の目にちゃんと反映していたかどうかという点では、机上の防災訓練が少し目立ったような気がいたしますが、村長の所信表明で、災害対策機能や感染症対策に対応できる庁舎建設を目指すと述べられています。訓練を行うことで、目に見えない隠れた問題を見つけ出し、庁舎建設に活かすことができると考えられます。

今までも、周知方法で社会福祉協議会のたんぽぽとか広報なんかで、村民に防災の備えを伝えてはいますが、村民の自助の考え方がどこまでできているのかというのが、一抹の場合が結構あるような気がします。

昨年度、防災士メンバーによる山道ホールでの 1 泊 2 日の模擬防災訓練を行いました。組み立てて使ってみなければ分からないような簡易トイレの問題、それから簡易ベッドも寝てみないと分からない。例えば高さがある程度高いので落ちてしまう可能性がある。となると壁に近いところへ組み立てるということになる、組み立てるベッドの本数も少ないと。通路の真ん中にはベッドは置けないだろうとか、いろんな問題が机上ではなく、現場で起こる可能性が多分にあると深く感じました。

過日、広報と一緒に配布されました鳴沢村総合防災マニュアルの内容をどれだけの村民が熟知しているのか不安でなりません。新しく改定された富士山火災避難マップには、従前よりさらに詳しくエリア別の避難地域計画が明記され、大変分かりやすくなっています。災害防災を 1 冊にまとめた冊子は今までなかったので大変見やすく、土砂災害、火山災害、地震災害、各項目別にまとめられていて、大変分かりやすいと感じます。本当にありがたい冊子をまとめていただいたと、ここで感謝を申し上げ

げます。

災害の被害を軽減するためには、周知のとおり、自助、共助、公助が不可欠とありますが、やはり最近の防災パンフレットを見ると、自助が大切だと感じられる表記が多数見えるような表記になっておるような気がします。

残念ながら、災害が起こったときには、村民誰もが行政としては何を対応してくれるのかという目線で見ている方がまだまだ多分に多いと感じられます。防災訓練を行わない方法はないとは思いますが、住民参加型でも避難訓練を行う考えはないでしょうか。災害時の非常品の持ち出し用品の各家庭での備え等も分かるし、災害弱者への対応問題点も洗い直しができるような気がします。

実働で動く、机上ではない防災訓練、広域でなくても構わないんですけれども、今答弁にありましたように、そこへ活かしていただいた防災訓練をぜひしていただきたいと思います。

また、広域の避難を考えた場合に、先日発刊されました防災マップには、徒歩での避難ということも、まだ今現状的には生きているような状況だと思いますが、県に依頼して、県内市町村での防災アプリ等の作成をお願いする方法もあると思います。予算がなければ防災アプリも県でつくっていただいて、各町村に配る方法もあるかと思いますが、その辺の対応に対してはどうでしょうか。

以上です。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊英博） その辺は近隣市町村、山梨県と協議しながら、前向きに検討させていただきたいと思います。

議長（渡辺正人） 小林昭一議員、2回目の再質問はありますか。

8番 小林昭一議員。

8 番（小林昭一） その中であれば、避難先の項目について、まず避難指示により各市町村内の避難所へ避難してくださいとあります。2つ目として、噴火の規模や避難所が不足する場合は、近隣市町村へ避難とあります。また、さらに噴火状況がひどく、必要な場合については、県内他市町村や県外への広域避難をしますとあります。避難手段は行政が準備するとあります。

その辺も深く県と協議をしていただいて、実際に起こったときにはどこに逃げることができるのかということも周知していただければ、混乱しないような気がしますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で小林昭一議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月15日から18日の4日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月15日から18日の4日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は6月19日午前10時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時00分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

議会議長

署名議員

署名議員

令和6年6月19日再開

1、出席議員

1 番 三 浦 秀 康	2 番 渡 辺 永 幸
3 番 渡 辺 辰 也	4 番 三 浦 雄一郎
5 番 土 屋 文 明	6 番 渡 辺 次 男
7 番 三 浦 直 樹	8 番 小 林 昭 一
9 番 渡 邊 明 雄	10 番 渡 辺 正 人

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子
総務課長 渡邊英博 税務課長 渡邊 積
企画課長 木暮富人 福祉保健課長 清水千恵
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 渡邊 寛 会計管理者 梶原 充

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第44号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算
(第2号)
日程第4 議案第45号 令和6年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第46号 令和6年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第1号)

- | | | |
|---------|----------------|---------------------------------------|
| 日程第 6 | 議案第 4 7 号 | 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 発委第 3 号 | 鳴沢村議会議員の請負の状況の公表
に関する条例を定める件 |
| 日程第 8 | 同意第 2 号 | 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員
の選任に同意を求める件 |
| 日程第 9 | 同意第 3 号 | 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員
の選任に同意を求める件 |
| 日程第 1 0 | 委員会の閉会中の継続調査の件 | |

再開 午前10時00分

議長（渡辺正人） 会議に先立ちましてご連絡いたします。

本日もクールビズのため、上着は自由といたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、土屋文明議員、渡辺次男議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡辺正人） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和6年第1回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6番渡辺次男議員。

6番（渡辺次男） 令和6年第1回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

3月22日午前10時より招集され、会議が行われました。

議員17名と、会議事件説明のため外川健志組合長をはじめ、事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議においては、会期が3月22日の1日間と決定されました。

会議事件は議案４件で、まず、議案第１号鳴沢村ほか１町２か村恩賜県有財産保護組合広告式条例等の全部を改正する条例の制定について。内容は、左横書き及び用語等の統一に関する条例に沿って条例の統一を図るため、一括して全部を改正するものです。

次に、議案第２号鳴沢村ほか１町２か村恩賜県有財産保護組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例等を廃止する条例の制定について。内容は、現在該当する対象がない条例を一括して廃止するものです。

次に、議案第３号令和６年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計予算について。内容は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億４，２５０万円と定め、一時借入金の最高額を１，０００万円と定めるものです。

次に、美化協議案第１号令和６年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計予算について。内容は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４，０２０万円と定めるものです。

いずれも原案のとおり可決されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、河口湖南中学校組合議会、１番 三浦秀康議員。

１番（三浦秀康）

河口湖南中学校組合議会令和６年第１回定例会について報告させていただきます。

３月２２日１４時より招集され、定例会が行われました。

会議は、議員１３名と、会議事件説明のために、富士河口湖町長、小林茂澄鳴沢村長をはじめ事務局及び教育委員９名の出席がありました。

会期は、令和6年3月22日1日間と決定されました。

承認第1号河口湖南中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の専決処分については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号河口湖南中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第2号富士吉田市外2町4村1組合ことばの教室設置協議会規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和6年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算議定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号公平委員会公平委員選任の同意を求めることについての件は、鳴沢村の小林三郎氏、富士河口湖町小立の北村大介氏、富士河口湖町大嵐の渡邊啓吉氏を選任することに同意を求めるものです。同意第1号は原案のとおり可決されました。

以上で令和6年第1回河口湖南中学校組合議会定例会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第44号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

◎日程第4 議案第45号 令和6年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第46号 令和6年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

**◎日程第 6 議案第 4 7 号 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援
事業特別会計補正予算（第 1
号）**

議長（渡辺正人） 日程第 3、議案第 4 4 号令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 6、議案第 4 7 号令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男議員。

予算決算常任委員長（渡辺次男） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第 4 4 号令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 4 7 号令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会期日程に従い、去る 6 月 1 4 日に開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 4 議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第 3 8 条第 1 項の規定により報告いたします。

議長（渡辺正人） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより議案第４４号から議案第４７号までの４件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第４４号から議案第４７号までの４件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺正人） 起立全員です。したがって、議案第４４号から議案第４７号までの４件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第７ 発委第３号 鳴沢村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定める件

議長（渡辺正人） 日程第７、発委第３号鳴沢村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定める件を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 小林昭一議員。

議会運営委員長（小林昭一） 発委第３号鳴沢村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により、議員個人による村に対する請負

について、政令で定める一定金額までは規制の対象から除かれることとなりました。それに伴い、総務大臣より、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、請負の状況の透明性を確保するための取り組みを行うことが適当であることの助言がなされております。これらを踏まえ、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、議員の請負の状況の公表について条例を定めるものであります。

なお、附則としまして、本条例は令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上で発委第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

本議案は委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 8 同意第 2 号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

◎日程第 9 同意第 3 号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

議長（渡辺正人） 日程第 8、同意第 2 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件及び日程第 9、同意第 3 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件の 2 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 同意第 2 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件及び同意第 3 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺千秋氏及び渡辺重夫氏が、6 月 30 日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして、引き続き、鳴沢村 3372 番地、渡辺千秋氏及び鳴沢村 699 の 1 番地、渡辺重夫氏を選任したいと思います。

ご存じのように、お二方ともに優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより同意第２号及び同意第３号の２件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺正人） 起立全員です。よって、同意第２号及び同意第３号の２件は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第１０ 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡辺正人） 日程第１０、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第７１条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし

た。

議長（渡辺正人） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和6年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月19日

議会議長

署名議員

署名議員